短期入所療養介護重要事項説明書 ・ 介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会　介護老人保健施設にんじん健康ひろば
短期入所療養介護事業所

◆ 当施設が提供するサービスについての相談・苦情窓口

①　サービス相談・苦情窓口
担当者　　支援相談員・介護支援専門員・副施設長
電話番号　　042－329－2581

②　その他
当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国分寺市福祉部高齢福祉課	電話番号	042－321－1301
国立市介護保険係	電話番号	(代)042－576－2111
府中市高齢者支援課	電話番号	(代)042－364－4111
小平市介護福祉課	電話番号	(代)042－341－1211
小金井市介護福祉課	電話番号	(代)042－383－1111
東京都国民健康保険団体連合会　介護保険部相談指導課相談窓口担当	電話番号	03－6238－0177

「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員

・山岡　義典（法政大学現代福祉学部教授）	電話番号	042－783－2830
・石井　正子（薬剤師）	電話番号	090－2662－3495

◆ 当施設の概要

(1) 名称等

施設名称	にんじん健康ひろば　短期入所療養介護
所在地	東京都国分寺市西元町　2-16-40
介護保険指定番号	東京都指定　（　1353180019　）

(2)運営主体

事業者	社会福祉法人にんじんの会
所在地	東京都国分寺市西恋ヶ窪1-50-1
代表者	理事長　中村　秀一

(3)施設の職員体制

	常勤(名)	非常勤(名)	業務内容
医師	1	2	入通所者に対する適切な健康管理・療養指導及び診療業務等
看護職員		8以上	医師の指示の下、入通所者の療養上の看護に当たり、保健衛生・日常生活の介護・看護業務等
介護職員	20以上		食事・入浴・排泄など日常生活上の介助・相談指導等
支援相談員	1以上		入通所者の処遇上の相談・生活指導などを行うほか、市町村他機関等との連携・打ち合わせ等
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上	1以上	医師の指示の下、入所者の機能回復のためのリハビリテーション業務、家屋調査、福祉用具や住宅改修の指導等
管理栄養士	1以上		入通所者の栄養及び給食の管理指導・栄養相談・栄養計画書の作成等
介護支援専門員	1		入所者の施設サービス計画書作成業務および介護認定調査等
事務職員		1以上	受付・庶務及び経理事務等
薬剤師		1	医師の指示による調剤及び利用者の薬剤に関する管理、施設全体の薬剤に関する管理や相談指導

(4) 同施設の設備の概要

定員	82名(短期空床利用)		
居室	多床室　20室	診察室	1室
	個室(特別室)2室	食堂兼機能訓練室	5室
浴室	5室	機能訓練室(通所リハ含む)	1室
	(一般浴槽と特殊浴槽)	相談室	2室

◆　サービス内容

(1)　食事

①食事時間は概ね次のとおりです。

朝食　7:30～9:30

昼食　12:00～14:00

夕食　18:00～20:00

②利用者様の自立支援のためリビングで食事を取っていただくことを原則としています。

(2)　入浴

入浴又は清拭を原則週2回以上行います。ただし、医師・看護師が入浴できないと判断する場合は、行わない事があります。入退所日が入浴日と重なる場合は、入れない場合があります。

(3)　介護
ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。
食事、排泄、入浴、着替え等日常生活の介助、おむつ交換、シーツ交換、施設内の移動付き添い等の介護を行います。

(4)　健康管理
短期入所療養介護の初日に簡単な健康チェックを行います。

(5)　リハビリテーション
医師・理学療法士・作業療法士等によるリハビリテーションを行います。

◆　利用料金

(1)　料金内訳
注）当事業所における地域区分単価は1単位＝10．68円となります。

① 介護保険利用料金（日額）
※別紙利用料金一覧表をご参照下さい。

② 介護保険以外の利用料金（日額）　単位：円

			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費	部屋使用料及び光熱水費	多床室	0	370（430）	370（430）	370（430）	740
		個室	490（550）	490（550）	1,310（1,370）	1,310（1,370）	1,668（1,728）
食費	食事提供に伴う負担		300	600	1,000	1,300	2,100

※上記表中の（　）内の金額は、令和6年度介護報酬改定において令和6年8月1日より適用されます。
※ご本人様世帯の所得に応じてご負担が4段階に分かれます。
※第1～3段階までの方は、1日当たりの負担限度額になります。
※食費内訳
朝食：560円　昼食：840円（おやつ代100円含む）　夕食：700円
入所日・退所日については、事前にお申し込みいただいた分の食費を請求させていただきます。
直前のキャンセルについても請求が発生しますので、不要の場合は前日午後5時までにご連絡下さい。
※通常活動地域以外の送迎につきましては、原則として行っておりません。

(2)　その他の自己負担金
① 被服（私物ですのでご持参ください。すべてに記名してください。）
② 日用品（歯ブラシ、歯磨き、化粧品等）
③ 衛生材料費（おむつ代は介護費にふくまれています。その他に個人的に特別使用する衛生材料がある場合には実費になります。）
④ 個人の衣服の洗濯代
⑤ 趣味・嗜好品（個人の趣味活動にかかる費用や菓子、たばこ、酒、喫茶等などは実費になります。）
⑥ 個人の電話代・新聞・雑誌等
⑦ 個人情報の複写　コピー代10円／枚（本人及び身元引受人の方が、ケース記録の複写を希望される場合にかかります。）
⑧ 電化製品持込料（個人用の電化製品を持ち込まれた場合に頂きます）　1日100円

⑨ 教養娯楽費(ご利用期間中に行事やクラブ活動等に参加された場合の材料費等になります)

(3) キャンセル料
入所前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合、入所前日午後5時までにご連絡がなかった場合は1日分の食料費相当分のキャンセル料がかかります。

(4) 利用期間中の中止
ご利用途中にサービスを中止して退所される場合は、退所日までの日数を基に計算いたします。
以下の場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。
① 利用者様が中途退所を希望された場合
② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
③ 利用中に体調が悪くなった場合
④ 他の利用者様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合、もしくは可能性がある場合

(5) お支払方法
ご利用の月末締めの翌月25日頃に請求書を郵送します。
自動引き落としの場合は、翌々月4日にご指定の口座よりお支払いただきます。
現金もしくは、振込みの場合には、請求書が到着後10日以内にお支払ください。

(6) 領収証

お支払方法	説明
自動引き落とし	自動引き落とした翌月25日頃に領収書を送付しますので大切に保管してください。
振込み	払い込みいただいた際の受領書がおし払いいただいた証拠となりますので、大切に保管してください。
現金払い	お支払い時に領収書をお渡ししますので、大切に保管してください。

(7) 証明書について
利用者様のご依頼により各証明書を発行します。

証明書	説明
償還払い	利用者様の介護保険保険料の滞納により、保険給付金が支払われない場合は一旦利用者様に全額お支払いいただきます。後日手続きを行うことによって保険者から保険給付金が払い戻しされます。
高額介護サービス費	保険者からの通知により、高額介護サービス費を申請する場合
医療費控除	確定申告で医療費控除を行う場合

◆ サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み
担当のケアマネジャー(介護支援専門員)を通じ、ショートステイ利用申込書にご記入の上、FAX又はご郵送にてお申込みください。

自動終了

以下の場合は、自動的に契約を終了し、予約またはご利用が無効となります。いずれの場合も、必ずご連絡をくださいますようお願いいたします。

① 利用者様が介護保険施設に入所された場合
② 利用者様がお亡くなりになった場合
③ 介護保険給付でサービスを受けている利用者様の要介護認定区分が非該当と認定された場合

（3）　その他

① 利用者様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合は、次回以降の予約を受け付けることができません。
また、利用者様やご家族などが、当法人や当施設の他の利用者様および職員に対して本契約を継続し難いほどの重大な迷惑行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
② やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所して頂く場合がございます。この場合、契約終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

◆ 当施設のサービスの特徴等

（1）　事業の目的及び運営方針

① にんじん健康ひろばは、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護サービス計画に基づいて、医学的管理の下における介護及び看護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を目指すものとします。
② にんじん健康ひろばは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人保健施設サービスの提供に努めます。
③ にんじん健康ひろばは、明るく家庭的雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、居宅介護支援事業者、保健医療福祉サービス事業者との連携を密にし、地域における中核施設として利用者が総合的サービスが受けられるよう努めます。

（2）　施設利用に当たってのお願い事項

① 日課の尊重・・・健康と生活の安定のため、毎日の日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、互いの親睦に努めていただきます。
② 外出・外泊・・・外出・外泊（短時間のものは除く）をされる方は、その都度、外出先、用件、施設への帰着予定時刻などを事務所にお届けください。
ご家族と同伴であれば外出・外泊が可能です。尚、安全については十分配慮しておりますが、無断外出・外泊による事故については、当法人では責任を負いかねますので、ご了承ください。
③ 面会・・・平日10：00～17：00の間で、原則として面会室を利用していただきます。面会時は健康状態を確認し、手洗い・手指消毒後、台帳に氏名等を記入していただきます。
④ 飲酒・喫煙・・・お酒、たばこの持ち込みはご遠慮いただいております。お持ち込みを発見した場合は退所日まで当施設でお預かりいたします。
⑤ 金銭、貴重品の管理・・・多額の金銭、貴重品は、お持ちにならないでください。必要があれば支援相談員にご相談ください。
⑥ 所持品の持ち込み・・・居室には介護用ベッド、棚を用意しております。衣類、洗面用具等、日常生活に必要なものをご持参ください。

⑦ 設備・器具の利用・・・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って大切にご利用ください。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いただきます。

⑧ 施設外での受診・・・原則としてご利用期間中の医療機関への受診は行いません。通院がある場合は、ご家族様に対応していただきます。
また、利用期間中に医療機関を受診した場合、介護保険と医療保険との関係により、医療保険の対象とならない場合があります。その際は、10割自己負担になる場合がありますのでご了承ください。

⑨ 宗教活動、政治活動、営利活動・・・施設内では、施設の職員や他の利用者様に対し、宗教活動や政治活動、営利活動は行えません。

⑩ 迷惑行為・・・他の利用者様の迷惑となな行為、言動は慎んでください。

⑪ 事故防止・・・事故を防止するため当施設では、職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんので、ご了承下さい。

(3) 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
二 虐待の防止のための指針を整備します。
三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告します。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

(4) ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じます。

◆ 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。また、救急対応等の措置を講ずる場合もあります。

◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)個人情報の保護について

① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◆ 事故防止及び発生時の対応について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。
利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

◆ 災害・非常時の対応

必要な設備を設けております。

防災訓練
消防法令に基づき、災害・非常時に備えて、防火責任者を選任し、消火設備、非常放送設備等訓練を年2回以上実施します。

防火管理者
副施設長

◆ サービスのご利用の参考項目

事　項	有無	事　項	有無
男性介護職員の有無	○	従業員への研修の実施	○
時間延長の有無	○	サービスマニュアルの作成	○
第三者評価の実施状況	無		

短期入所療養介護　利用料一覧表
介護予防短期入所療養介護　利用料一覧表

（令和6年6月26日改定）

社会福祉法人にんじんの会　介護老人保健施設にんじん健康ひろば
短期入所療養介護

○ 利用料金

(1)料金内訳

注）当事業所における地域区分単価は1単位 ＝ 10.68 円となります。

① 介護保険利用料金（日額）

				サービス内容略称	単位数	介護保険適応外利用料金（円）	介護保険適応時自己負担額(円) 1割	2割	3割	該当○
介護予防サービス	個室	基本型	要支援1	予老短Ⅰｉ1	579	6,183	619	1,237	1,855	
			要支援2	予老短Ⅰｉ2	726	7,753	776	1,551	2,326	
		強化型	要支援1	予老短Ⅰⅱ1	632	6,749	675	1,350	2,025	
			要支援2	予老短Ⅰⅱ2	778	8,309	831	1,662	2,493	
	多床室	基本型	要支援1	予老短Ⅰⅲ1	613	6,546	655	1,310	1,964	
			要支援2	予老短Ⅰⅲ2	774	8,266	827	1,654	2,480	
		強化型	要支援1	予老短Ⅰⅳ1	672	7,176	718	1,436	2,153	
			要支援2	予老短Ⅰⅳ2	834	8,907	891	1,782	2,673	
	夜勤職員配置加算			予老短夜勤職員配置加算	24	256	26	52	77	
	個別リハビリテーション実施加算			予老短個別リハビリ加算	240	2,563	257	513	769	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日限度)			予老短認知症緊急対応加算	200	2,136	214	428	641	
	若年性認知症利用者受入加算			予老短若年性認知症受入加算	120	1,281	129	257	385	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ			予老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51	544	55	109	164	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ			予老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51	544	55	109	164	
	送迎片道			予老短送迎加算	184	1,965	197	393	590	
	総合医学管理加算			予老短総合医学管理加算	275	2,937	294	588	882	
	口腔連携強化加算			予老短口腔連携強化加算	50	534	54	107	161	
	療養食加算			予老短療養食加算（1食）	8	85	9	17	26	
	認知症専門ケア加算			予老短認知症専門ケア加算Ⅰ	3	32	4	7	10	
				予老短認知症専門ケア加算Ⅱ	4	42	5	9	13	
	緊急時施設療養費			予老短緊急時治療管理1	518	5,532	554	1,107	1,660	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ			予老短生産性向上推進体制加Ⅰ	100	1,068	107	214	321	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ			予老短生産性向上推進体制加Ⅱ	10	106	11	22	32	
	サービス提供体制強化加算			予老短サービス提供体制加算Ⅰ	22	234	24	47	71	
				予老短サービス提供体制加算Ⅱ	18	192	20	39	58	○
				予老短サービス提供体制加算Ⅲ	6	64	7	13	20	

				サービス内容略称	単位数	介護保険適応外利用料金(円)	介護保険適応時自己負担額(円)			該当○
							1割	2割	3割	
介護予防サービス	介護職員等処遇改善加算			予老短処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 75/1000					○
				予老短処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 71/1000					
				予老短処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 54/1000					
				予老短処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 44/1000					
介護サービス	個室	基本型	要介護1	老短Ⅰi1	753	8,042	805	1,609	2,413	
			要介護2	老短Ⅰi2	801	8,554	856	1,711	2,567	
			要介護3	老短Ⅰi3	864	9,227	923	1,846	2,769	
			要介護4	老短Ⅰi4	918	9,804	981	1,961	2,942	
			要介護5	老短Ⅰi5	971	10,370	1,037	2,074	3,111	
		強化型	要介護1	老短Ⅰii1	819	8,746	875	1,750	2,624	
			要介護2	老短Ⅰii2	893	9,537	954	1,908	2,862	
			要介護3	老短Ⅰii3	958	10,231	1,024	2,047	3,070	
			要介護4	老短Ⅰii4	1,017	10,861	1,087	2,173	3,259	
			要介護5	老短Ⅰii5	1,074	11,470	1,147	2,294	3,441	
	多床室	基本型	要介護1	老短Ⅰiii1	830	8,864	887	1,773	2,660	
			要介護2	老短Ⅰiii2	880	9,398	940	1,880	2,820	
			要介護3	老短Ⅰiii3	944	10,081	1,009	2,017	3,025	
			要介護4	老短Ⅰiii4	997	10,647	1,065	2,130	3,195	
			要介護5	老短Ⅰiii5	1,052	11,235	1,124	2,247	3,371	
		強化型	要介護1	老短Ⅰiv1	902	9,633	964	1,927	2,890	
			要介護2	老短Ⅰiv2	979	10,455	1,046	2,091	3,137	
			要介護3	老短Ⅰiv3	1,044	11,149	1,115	2,230	3,345	
			要介護4	老短Ⅰiv4	1,102	11,769	1,177	2,354	3,531	
			要介護5	老短Ⅰiv5	1,161	12,399	1,240	2,480	3,720	
	夜勤職員配置加算			老短夜勤職員配置加算	24	256	26	52	77	
	個別リハビリテーション実施加算			老短個別リハビリ加算	240	2,563	257	513	769	
	認知症ケア加算			老短認知症ケア加算	76	811	82	163	244	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算			老短認知症緊急対応加算	200	2,136	214	428	641	
	緊急短期入所受入加算			老短緊急短期入所受入加算	90	961	97	193	289	
	若年性認知症利用者受入加算			老短若年性認知症受入加算1	120	1,281	129	257	385	
	重度療養管理加算			老短重度療養管理加算1	120	1,281	129	257	385	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ			老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51	544	55	109	164	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ			老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51	544	55	109	164	
	送迎片道			老短送迎加算	184	1,965	197	393	590	
	総合医学管理加算			老短総合医学管理加算	275	2,937	294	588	882	
	口腔連携強化加算			老短口腔連携強化加算	50	534	54	107	161	
	療養食加算			老短療養食加算(1食)	8	85	9	17	26	
	認知症専門ケア加算			老短認知症専門ケア加算Ⅰ	3	32	4	7	10	
				老短認知症専門ケア加算Ⅱ	4	42	5	9	13	
	緊急時施設療養費			老短緊急時治療管理1	518	5,532	554	1,107	1,660	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ			老短生産性向上推進体制加Ⅰ	100	1,068	107	214	321	
	生産性向上推進体制加算Ⅱ			老短生産性向上推進体制加Ⅱ	10	106	11	22	32	

		サービス内容略称	単位数	介護保険適応外利用料金(円)	介護保険適応時自己負担額(円)			該当○
					1割	2割	3割	
介護サービス	サービス提供体制強化加算	老短サービス提供体制加算Ⅰ	22	234	24	47	71	
		老短サービス提供体制加算Ⅱ	18	192	20	39	58	○
		老短サービス提供体制加算Ⅲ	6	64	7	13	20	
	介護職員等処遇改善加算	老短処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 75/1000					○
		老短処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 71/1000					
		老短処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 54/1000					
		老短処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 44/1000					

② 介護保険以外の利用料金(日額・円)

			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費	部屋使用料及び光熱水費	多床室	0	370(430)	370(430)	370(430)	740
		従来型個室	490(550)	490(550)	1,310(1,370)	1,310(1,370)	1,668(1,728)
食　費	食事提供に伴う負担上限		300	600	1,000	1,300	2,100
【食費内訳】　朝食:560円　昼食:840円(おやつ代100円含む)　夕食:700円							

※上記表中の( )内の金額は、令和6年度介護報酬改定において令和6年8月1日より適用されます。
※ご本人様世帯の所得に応じてご負担が4段階に分かれます。
※金額は、1日あたりの利用料金となっております。
※通常活動地域以外の送迎につきましては、原則として行っておりません。
※個室は特別室が2室ございます。上記金額に特別室料(5,500円/日)が加算されます。

(2)その他の自己負担金

①	日常生活費	実費	歯ブラシ・歯磨き・ティッシュ・髭剃りなどは原則的に持参していただきますが、ご準備がない場合は実費で提供いたします。
②	電化製品使用料	100円/日	お部屋に電化製品をお持込になった場合にご負担いただきます(1品以上)。
③	教養娯楽費	実費材料費	施設で実施する行事やクラブ活動に参加をご希望された場合に、プレゼント代やクラブ活動の材料費として実費負担いただきます。
④	特別室料(1日)	5,500円	個室(2室) ※従来型個室の滞在費に加えてご負担いただきます。
⑤	私物洗濯代	実費	私物の洗濯はご家族対応もしくは業者等との契約になります。
⑥	理美容サービス費	実費	訪問美容の業者を紹介させていただきます。業者の設定金額になります。
⑦	文書作成料	3,300円/1通	他機関や保険会社への診療情報提供書等、医師による文書作成代となります。
⑧	検査代	実費	診療情報提供書作成の為に必要な検査にかかる費用は実費負担となります。
⑨	趣味・嗜好品	実費	
⑩	被服代	実費	
⑪	日用品	実費	

⑫	マスク代	実費	
⑬	コピー代	10円/枚	ご本人及び身元引受人の方がケース記録やその他の複写を希望される場合にかかります。

上記の利用料金（令和6年6月26日改定）について、同意しました。
また、家族（身元引受人）は、社会福祉法人にんじんの会に対する入所の債務について、入所者と連帯して履行の責を負います。

令和　　年　　月　　日

【利用者】

＜住所＞

＜氏名＞　印

＜メールアドレス＞　@

【代理人】　（代筆の場合は、代筆者の氏名・続柄・代筆であることの理由）

＜住所＞

＜氏名＞　印

＜続柄＞　＜代筆であることの理由＞

＜メールアドレス＞　@